

北部大阪都市計画特別用途地区（万博記念公園地区）
内での住宅建設は認めないことを再度求める決議

万博記念公園のエリアは、市民、国民のかけがえのない財産であり、現在の良好な状態で次世代に引き継がれなければならない、公園並びに周辺スポーツ施設用地等の転売や、それに伴うマンション建設などは本市のまちづくりにも影響を及ぼすものであり、あってはならない。

しかしながら、大阪府の万博記念公園駅前周辺地区活性化事業の事業者公募では、最優秀提案者（事業予定者）から、アリーナ建設に加え、当時の千里住宅公園所在地に共同住宅を建設する内容の提案概要が示された。そのため、本市議会は、この事態を憂慮し、令和3年（2021年）5月定例会において「北部大阪都市計画特別用途地区（万博記念公園地区）内での住宅建設は認めないことを求める決議」を可決した。

それにもかかわらず、令和6年（2024年）4月に事業予定者が開催した地元住民との意見交換会では、同地区内に共同住宅を建設する案が再び示されている。

同地区内での住宅建設は、千里万博公園スポーツ・レクリエーション地区内における建築物の制限等に関する条例の例外規定を適用すれば可能となるが、本市議会と本市がこれまで築き上げてきた都市計画と矛盾を生じるものであること、また地元住民の理解が得られていない状況であることなどから、到底容認できず、このような懸念がある中での例外規定の適用に当たっては、市長は慎重に判断しなければならない。

よって、本市議会は本市に対し、同地区内における住宅建設は認めないことを再度強く要望するとともに、本市議会と事前に協議の場を設けることを強く求める。

以上、決議する。

令和6年6月28日

吹 田 市 議 会

【送付先】
吹田市長